

w5104P-00

合格革命

売上
No.1

テキスト
売上
No.1

2024 年度版

行政書士

基本テキスト

行政書士試験研究会

全ページ
カラー

知識量と読みやすさを兼ね備えた基本書

合格に必要な
条文・判例を網羅

六法も判例集も不要!

便利な
インデックス
シール付き

別冊六法付き
4分冊に分解

赤シート付き

早稲田経営出版

TAC PUBLISHING Group



本書における法令基準日および法改正情報

本書は、令和5年11月13日現在の施行法令および令和5年11月13日現在において令和6年4月1日までに施行されることが確定している法令に基づいて作成しております。

なお、本書刊行後、令和6年4月1日施行の改正法令が成立、または判例変更があった場合は、下記ホームページの早稲田経営出版・行政書士「法改正情報」コーナーに、法改正情報を適宜掲載いたします。

TAC出版書籍販売サイト・サイバーブックストア

<https://bookstore.tac-school.co.jp/>

はじめに

「最近の行政書士試験は難しくなったから、独学では合格できない」といった声をよく耳にします。「最近の行政書士試験は難しくなった」というのは事実です。平成18年に試験制度が変更されて以来、行政書士試験は、合格率がおおむね10%くらいの難関資格となっています。

それでは、「独学では合格できない」というのは本当でしょうか？ 確かに、従前の行政書士試験関連の書籍では、最近の難化傾向に対応しておらず、合格レベルに達するには厳しいと言わざるを得ないものが多く見られました。しかし、「資格学校に通う時間やお金は確保できないけれど、絶対に行政書士になりたい！」という夢を実現していただきたいとの思いから、私ども行政書士試験研究会では、独学での合格を可能にするため、日々行政書士試験の分析・研究を続けてまいりました。

その結果、真に独学での合格を可能とする書籍として完成したのが、この「合格革命シリーズ」です。本シリーズは、①インプット用書籍（テキスト）については、見やすさを追求して全ページカラーにし、②アウトプット用書籍（問題集）については、『基本テキスト』の参照ページを付けて復習の便宜を図った上で、③シリーズすべての項目立てを統一することにより、相互のリンクを徹底しました。このように、本シリーズは、今までの書籍にはなかった「革命的」に使いやすいものとなっています。

本書は、行政書士試験合格に必要な知識を厳選した上で、その知識を豊富な図表を使って整理していますので、これ1冊で行政書士試験合格に必要な知識がインプットできます。また、「具体例」「よくある質問」「引っかけ注意!」「受験テクニック」「記述対策」といった側注も充実しており、読んでいて飽きない工夫が満載です。このように、本書は、「十分な知識量」と「読みやすさ」を兼ね備えた最強のテキストであり、本試験当日まで使える本シリーズの核となる1冊です。

本書がこれから「合格革命」を起こす受験生のみなさんの良き同志となることを心から願ってやみません。

2023年11月

行政書士試験研究会

目次

※は「スタートダッシュ」掲載テーマです。
[A][B][C]は、重要度を示しています。

本書の特長と使い方…………… (14)

1. 科目別ガイダンスで科目の概要・
出題傾向を把握しよう！ (14)
2. テーマの重要度、学習のポイントを
確認しよう！ (15)
3. 本文を学習しよう！ (16)
4. 側注を上手に利用しよう！ (18)
5. 確認テスト・基本問題集を解こう！
(19)
6. くり返し読み込もう！ (19)

分冊形式・シールの活用方法…… (20)

合格革命シリーズの紹介と合格への
道のり…………… (22)

試験概要…………… (24)

- 1 受験資格 (24)
- 2 試験日・試験時間 (24)
- 3 試験科目 (24)
- 4 出題形式 (25)
- 5 合格基準 (26)
- 6 得点戦略 (26)
- 7 過去の合格率データ (28)

第 1 分冊

第 1 部 憲法

▶科目別ガイダンス…………… 2

- 1 憲法とは何か 2
- 2 出題傾向表 3
- 3 分析と対策 5

第 1 章 総論…………… 7

第 1 節 憲法の意味…………… [C] 7

- 1 憲法の特徴 [C] 7
- 2 憲法の基本原理 [C] 8

第 2 節 天皇…………… [B] 11

- 1 天皇の地位 [B] 11
- 2 皇位継承 [C] 11
- 3 天皇の権能 [A] 11
- 4 皇室の財産授受の議決 [B] 13

第 2 章 人権…………… 15

第 1 節 人権総論 ※…………… [A] 15

- 1 人権の分類 [B] 15
- 2 人権の享有主体 [A] 16
- 3 人権の限界 [A] 20
- 4 人権の私人間効力 [A] 23

第 2 節 幸福追求権及び法の下 の平等 ※…………… [A] 27

- 1 幸福追求権 [A] 27
- 2 法の下での平等 [A] 32

第 3 節 精神的自由権 ※… [A] 40

- 1 思想及び良心の自由 [B] 40
- 2 信教の自由 [A] 42
- 3 表現の自由 [A] 45
- 4 学問の自由 [B] 56

第 4 節 経済的自由権…………… [A] 59

- 1 職業選択の自由 [A] 59
- 2 居住・移転の自由 [B] 62
- 3 外国移住・国籍離脱の自由 [B]
62
- 4 財産権 [A] 62

第 5 節 人身の自由…………… [B] 65

- 1 奴隷的拘束及び苦役からの自由
[B] 65
- 2 法定手続の保障 [A] 65
- 3 被疑者・被告人の権利 [B] 67

第6節 社会権	71	6 国会と議院の権能	89
1 生存権	71	第2節 内閣 ※	92
2 教育を受ける権利	72	1 行政権と内閣	92
3 勤労の権利	73	2 内閣の組織	92
4 労働基本権	74	3 議院内閣制	94
第7節 参政権	78	4 内閣と内閣総理大臣の権能	95
1 選挙権	78	第3節 裁判所 ※	98
2 被選挙権	79	1 司法権	98
第8節 受益権	80	2 裁判所の組織と権能	102
1 請願権	80	3 司法権の独立	103
2 裁判を受ける権利	80	4 違憲審査権	105
3 国家賠償請求権	80	5 裁判の公開	109
4 刑事補償請求権	81	第4節 財政	112
第3章 統治	82	1 財政の基本原則	112
第1節 国会 ※	82	2 財政監督の方式	114
1 権力分立	82	第5節 地方自治・憲法改正	116
2 国会の地位	83	1 地方自治	116
3 二院制	84	2 憲法改正	117
4 国会の活動	86		
5 国会議員の特権	88		

第2部 行政法

▶科目別ガイダンス	120	第3節 行政作用の種類 ※	149
1 行政法とは何か	120	1 行政作用とは何か	149
2 出題傾向表	121	2 行政行為	149
3 分析と対策	125	3 行政立法	163
第1章 行政法の一般的な法理論	127	4 行政計画	166
第1節 行政法総論 ※	127	5 行政契約	167
1 行政法の一般原則	127	6 行政指導	168
2 行政上の法律関係	129	7 行政調査	171
第2節 行政組織法 ※	134	第4節 行政上の強制措置 ※	174
1 行政主体と行政機関	134	1 行政上の強制措置の全体像	174
2 行政機関の権限	136	2 行政上の強制執行	175
3 国の行政組織	140	3 即時強制	177
4 公務員	142	4 行政罰	178
5 公物	144		

第2章 行政手続法…………… 180

第1節 行政手続法総則 ※
…………… **A** 180

- 1 行政手続法とは何か **B** 180
- 2 行政手続法の目的 **A** 180
- 3 行政手続法の対象 **A** 181
- 4 適用除外 **A** 181

第2節 申請に対する処分 ※
…………… **A** 185

- 1 申請に対する処分とは何か **B** 185
- 2 審査基準 **A** 186
- 3 標準処理期間 **A** 187
- 4 申請に対する審査・応答 **A** 187
- 5 理由の提示 **A** 188
- 6 その他の規定 **B** 188

第3節 不利益処分 ※ …… **A** 191

- 1 不利益処分とは何か **A** 191
- 2 処分基準 **A** 192
- 3 理由の提示 **A** 192
- 4 意見陳述手続 **A** 194

第4節 行政指導…………… **A** 199

- 1 行政指導とは何か **A** 199
- 2 行政指導の手続 **A** 199

第5節 届出…………… **C** 203

- 1 届出とは何か **C** 203
- 2 届出の効力発生時期 **C** 203

第6節 命令等制定手続 …… **B** 205

- 1 命令等を定める場合の一般原則 **B** 205
- 2 意見公募手続 **A** 205

第3章 行政不服審査法…………… 209

第1節 行政不服審査法総則 ※
…………… **A** 209

- 1 行政救済法の全体像 **B** 209
- 2 行政不服審査法の目的 **A** 210
- 3 不服申立ての類型 **A** 211

第2節 審査請求の要件 …… **A** 216

- 1 審査請求の流れ **B** 216
- 2 審査請求の要件 **A** 216

第3節 審査請求の審理手続
…………… **A** 221

- 1 審理手続の流れ **A** 221
- 2 審理手続の併合・分離 **B** 223
- 3 審理手続の承継 **B** 223
- 4 審理手続の終結 **A** 223

第4節 審査請求の終了 …… **A** 225

- 1 取下げ **B** 225
- 2 裁 決 **A** 225

第5節 執行停止…………… **A** 229

- 1 執行不停止の原則 **B** 229
- 2 執行停止 **A** 229

第6節 教 示…………… **B** 232

- 1 教示とは何か **B** 232
- 2 教示の内容 **B** 232

第4章 行政事件訴訟法…………… 235

第1節 行政事件訴訟の種類
…………… **A** 235

- 1 行政事件訴訟 **A** 235
- 2 抗告訴訟 **A** 236
- 3 争点訴訟 **B** 236

第2節 取消訴訟 ※ …… **A** 238

- 1 取消訴訟の種類 **A** 238
- 2 取消訴訟の訴訟要件 **A** 239
- 3 取消訴訟の審理 **B** 249
- 4 取消訴訟の判決 **A** 252

第3節 取消訴訟以外の抗告訴訟
…………… **B** 255

- 1 無効等確認訴訟 **B** 255
- 2 不作為の違法確認訴訟 **B** 256
- 3 義務付け訴訟 **A** 257
- 4 差止め訴訟 **B** 258

第4節 当事者訴訟…………… **A** 263

- 1 当事者訴訟とは何か **A** 263
- 2 形式的当事者訴訟 **A** 263
- 3 実質的当事者訴訟 **A** 265

第5節 民衆訴訟・機関訴訟	267	2 事務処理の基本原則	295
1 民衆訴訟	267	第3節 地方公共団体の機関 ※	297
2 機関訴訟	267	1 議会	297
第6節 仮の救済	269	2 執行機関	301
1 執行停止	269	3 議会と長の関係	304
2 仮の義務付け・仮の差止め	271	4 地域自治区	307
第7節 教示	273	第4節 地方公共団体の立法	309
1 教示とは何か	273	1 地方公共団体の自主立法	309
2 教示の内容	273	2 条例	309
第5章 国家賠償法・損失補償	275	3 規則	310
第1節 国家賠償法 ※ …	275	第5節 地方公共団体の財務	312
1 国家賠償法の全体像	275	1 地方公共団体の財務の流れ	312
2 国家賠償法1条	276	2 地方公共団体の財務に関する規定	312
3 国家賠償法2条	280	第6節 住民の権利 ※ …	317
4 国家賠償法3条～6条	284	1 住民	317
5 取消訴訟と国家賠償請求訴訟の関係	285	2 選挙	317
第2節 損失補償	287	3 直接請求	318
1 損失補償とは何か	287	4 住民監査請求・住民訴訟	319
2 補償の根拠	287	5 公の施設	321
3 補償の内容・程度	288	第7節 関与	324
4 補償の方法	289	1 関与とは何か	324
第6章 地方自治法	290	2 関与の基本原則	324
第1節 地方公共団体の種類	290	3 関与の基本類型	324
1 地方自治法とは何か	290	4 係争処理	325
2 地方公共団体の種類	290		
第2節 地方公共団体の事務	294		
1 地方公共団体の事務の種類	294		
第1分冊(憲法・行政法) 用語索引	328		
第1分冊(憲法・行政法) 判例索引	334		

第 2 分 冊

第 3 部 民 法

▶科目別ガイドランス…………… 340

- 1 民法とは何か 340
- 2 出題傾向表 343
- 3 分析と対策 346

第 1 章 総 則…………… 348

第 1 節 権利の主体・客体 ※…………… A 348

- 1 権利能力 B 348
- 2 意思能力 B 350
- 3 行為能力 A 350
- 4 法 人 C 356
- 5 物 C 358

第 2 節 意思表示 ※…………… A 360

- 1 法律行為 B 360
- 2 意思表示 A 361

第 3 節 代 理 ※…………… A 369

- 1 代理とは何か B 369
- 2 代理の成立要件 A 370
- 3 復代理 B 373
- 4 無権代理 A 375
- 5 表見代理 A 377
- 6 代理と使者 C 378

第 4 節 無効・取消し…………… B 380

- 1 無 効 B 380
- 2 取消し B 380

第 5 節 条件・期限…………… C 383

- 1 条 件 C 383
- 2 期 限 C 384

第 6 節 時 効 ※…………… A 386

- 1 時効とは何か B 386
- 2 時効の効力 A 386
- 3 時効の完成猶予・更新 A 388
- 4 取得時効 A 389
- 5 消滅時効 A 391

第 2 章 物 権…………… 392

第 1 節 物権総論 ※…………… A 392

- 1 物権とは何か B 392
- 2 物権の請求権 B 393
- 3 物権変動 B 394
- 4 不動産物権変動①—177条の「第三者」 A 395
- 5 不動産物権変動②—登記を對抗要件とする物権変動 A 397
- 6 動産物権変動①—対抗要件 B 403
- 7 動産物権変動②—即時取得 A 405
- 8 混 同 C 407

第 2 節 占有権…………… B 410

- 1 占有権とは何か B 410
- 2 占有権の取得 B 410
- 3 占有権の効力 B 411
- 4 占有の訴え A 412

第 3 節 所有権…………… B 415

- 1 相隣関係 B 415
- 2 所有権の取得 B 417
- 3 共 有 A 419
- 4 土地・建物管理命令 B 421

第 4 節 用益物権…………… C 423

- 1 地上権 C 423
- 2 永小作権 C 423
- 3 地役権 B 424

第 5 節 担保物権 ※…………… A 427

- 1 担保物権とは何か B 427
- 2 留置権 A 429
- 3 先取特権 B 432
- 4 質 権 B 434
- 5 抵当権 A 436
- 6 譲渡担保 C 446

第3章 債権	450	2 売買契約 A 503	
第1節 債権の目的	B 450	3 交換契約 C 507	
1 債権とは何か B 450		第9節 貸借型契約 ※	A 508
2 特定物債権と種類債権 B 451		1 消費貸借契約 B 508	
第2節 債務不履行	A 453	2 使用貸借契約 B 509	
1 債務不履行とは何か B 453		3 賃貸借契約 A 511	
2 債務不履行の要件 A 453		第10節 役務提供型契約	
3 債務不履行の効果 A 455		A 517
第3節 責任財産の保全 ※		1 雇用契約 C 517	
.....	A 459	2 請負契約 A 518	
1 債権者代位権 A 459		3 委任契約 B 519	
2 詐害行為取消権 A 462		4 寄託契約 C 523	
第4節 多数当事者の債権・債務		第11節 契約以外の債権発生原因	
.....	A 467	※	A 525
1 分割債権・債務 B 467		1 事務管理 A 525	
2 不可分債権・債務 B 468		2 不当利得 A 528	
3 連帯債権 B 469		3 不法行為 A 530	
4 連帯債務 A 470		第4章 親族	541
5 保証債務 A 473		第1節 夫婦	A 541
第5節 債権譲渡・債務引受		1 婚姻 A 541	
.....	A 479	2 離婚 B 543	
1 債権譲渡 A 479		第2節 親子	A 546
2 債務引受 B 482		1 実子 A 546	
3 契約上の地位の移転 B 483		2 養子 A 548	
第6節 債権の消滅	A 485	3 親権 B 551	
1 弁済 A 485		第3節 後見・扶養	C 554
2 代物弁済 B 489		1 後見 B 554	
3 相殺 A 490		2 扶養 C 555	
第7節 契約総論	B 493	第5章 相続	557
1 契約の分類 B 493		第1節 相続人	A 557
2 契約の成立 B 494		1 相続人の種類・順位 A 557	
3 同時履行の抗弁権 A 495		2 相続資格の喪失 B 560	
4 危険負担 B 497		第2節 相続の効力	B 562
5 第三者のためにする契約 C		1 相続の効力 B 562	
498		2 遺産分割 B 562	
6 契約の解除 A 498		第3節 相続の承認・放棄	
第8節 権利移転型契約 ※		B 565
.....	A 501	1 熟慮期間 B 565	
1 贈与契約 B 501		2 種類 B 565	

3 承認・放棄の撤回・取消し B	566
第4節 遺言・遺留分 …… A	568
1 遺言の要件 A	568
2 遺言の効力 A	570

3 遺留分 B	573
第5節 配偶者居住権・特別の寄与 …………… B	575
1 配偶者居住権 B	575
2 特別の寄与 C	576

第2分冊(民法) 用語索引	578
第2分冊(民法) 判例索引	582

第 3 分 冊

第4部 商 法

▶科目別ガイドランス …… 588

- 1 商法とは何か 588
- 2 出題傾向表 589
- 3 分析と対策 590

第1章 商 法 …… 592

第1節 商法総則 ※ …… **B** 592

- 1 商人 **B** 592
- 2 商業登記 **B** 593
- 3 商号 **A** 593
- 4 営業譲渡 **B** 596
- 5 商業使用人 **A** 598
- 6 代理商 **B** 599

第2節 商行為 ※ …… **A** 602

- 1 商行為の分類 **A** 602
- 2 商行為の特則 **A** 604
- 3 商人間の売買契約 **B** 608
- 4 交互計算契約 **C** 610
- 5 匿名組合契約 **C** 611
- 6 仲立人・問屋 **C** 612
- 7 運送営業 **B** 613
- 8 場屋営業 **B** 615

第2章 会社法 …… 617

第1節 会社法総論 …… **B** 617

- 1 会社とは何か **C** 617

- 2 会社の特質 **C** 617
- 3 会社の種類 **B** 618
- 4 株式会社の特質 **B** 619

第2節 設 立 ※ …… **A** 621

- 1 設立の方法 **B** 621
- 2 設立手続 **A** 621
- 3 設立の瑕疵 **B** 625
- 4 設立関与者の責任 **A** 626

第3節 株 式 ※ …… **A** 629

- 1 株主平等の原則 **B** 629
- 2 株主の権利 **B** 629
- 3 株式の内容 **B** 631
- 4 株式の譲渡 **A** 632
- 5 出資単位の調整 **A** 634
- 6 株 券 **C** 636
- 7 株主名簿 **B** 637
- 8 募集株式の発行等 **B** 638
- 9 新株予約権 **C** 640

第4節 機 関 ※ …… **A** 642

- 1 機関設計 **B** 642
- 2 株主総会 **A** 643
- 3 取締役 **A** 648
- 4 取締役会 **A** 653
- 5 代表取締役 **B** 656

- 6 会計参与 **C** 657
- 7 監査役・監査役会 **B** 658
- 8 会計監査人 **C** 659
- 9 指名委員会等設置会社 **C** 660
- 10 監査等委員会設置会社 **C** 660
- 11 役員等の責任 **A** 662
- 12 株主の監督是正権 **B** 664
- 第5節 計算…………… **B** 667
 - 1 会計帳簿 **C** 667
 - 2 資本金制度 **B** 668
 - 3 剰余金の配当 **B** 669

- 第6節 持分会社…………… **C** 672
 - 1 持分会社の設立 **C** 672
 - 2 持分 **C** 673
 - 3 持分会社の管理 **C** 673
 - 4 社員の加入及び退社 **C** 674
- 第7節 組織再編…………… **C** 675
 - 1 事業の譲渡 **B** 675
 - 2 組織変更 **C** 676
 - 3 合併 **C** 676
 - 4 会社分割 **C** 678
 - 5 株式交換・株式移転 **C** 680
 - 6 株式交付 **C** 682

第5部 基礎法学

- ▶科目別ガイダンス…………… 686
 - 1 基礎法学とは何か 686
 - 2 出題傾向表 686
 - 3 分析と対策 687
- 第1章 法学概論…………… 689
 - 第1節 法とは何か ※… **B** 689
 - 1 法と道徳 **C** 689
 - 2 成文法（制定法） **B** 690
 - 3 不文法 **B** 692
 - 第2節 法の効力…………… **A** 694
 - 1 時間的適用範囲 **A** 694
 - 2 場所的適用範囲 **A** 695
 - 第3節 法の解釈…………… **B** 697
 - 1 法の解釈とは何か **C** 697
 - 2 法の解釈の種類 **B** 697
 - 第4節 法律用語 ※… **A** 699
 - 1 段階的な使い方がなされる法律用語 **A** 699

- 2 意味の紛らわしい法律用語 **A** 700
- 第2章 紛争解決制度…………… 703
 - 第1節 裁判制度 ※… **A** 703
 - 1 裁判とは何か **B** 703
 - 2 裁判の基本原則 **B** 703
 - 3 裁判所・裁判官 **A** 704
 - 4 三審制 **A** 706
 - 5 司法制度改革 **B** 708
 - 第2節 裁判外紛争解決手続…………… **B** 712
 - 1 裁判外紛争解決手続とは何か **B** 712
 - 2 和解 **B** 712
 - 3 あっせん **B** 713
 - 4 調停 **B** 713
 - 5 仲裁 **B** 714

第6部 基礎知識

- ▶科目別ガイダンス…………… 716
 - 1 基礎知識とは何か 716

- 2 出題傾向表 718
- 3 分析と対策 719

第1章 一般知識 ※ ……………	722
第1節 政治 ……………	B 722
1 民主政治の発展	B 722
2 各国の政治体制	A 724
3 選挙制度	A 729
4 政党と圧力団体	B 730
5 行政改革	A 732
6 国際連盟と国際連合	B 734
第2節 経済 ……………	B 737
1 市場経済	B 737
2 金融	A 740
3 国家財政	A 744
4 地方財政	A 747
5 国際通貨体制	B 749
6 貿易自由化	B 750
第3節 社会 ……………	B 752
1 環境問題	B 752
2 社会保障問題	A 756
3 労働問題	B 759
4 消費者問題	B 763
第2章 業務関連諸法令 ※ ……	768
第1節 行政書士法 ……………	A 768
1 行政書士法総則	A 768
2 行政書士会と日本行政書士会連 合会	B 770
3 行政書士の登録	A 773
4 行政書士の義務	A 775
5 行政書士法人	B 776
6 行政書士の監督	B 779
第2節 戸籍法 ……………	B 781
1 戸籍とは何か	B 781
2 戸籍簿	B 781
3 戸籍の記載	B 782
4 届出	A 783
5 戸籍の訂正	B 784
6 不服申立て	B 785
第3節 住民基本台帳法 ……	B 787
1 住民基本台帳とは何か	B 787
2 住民基本台帳に関する手続	B 787

3 戸籍の附票	B 790
4 届出	A 791
第3章 情報通信 ※ ……………	793
第1節 情報化社会 ……………	B 793
1 電子政府（電子自治体）	B 793
2 マイナンバー制度	B 794
3 住民基本台帳ネットワークシ テム	C 795
第2節 情報通信用語 ……	A 797
1 情報セキュリティに関する用語	A 797
2 インターネットに関する用語	A 799
3 電話通信に関する用語	B 802
4 情報処理に関する用語	B 803
第3節 情報通信関連法 ……	A 806
1 デジタル行政推進法	A 806
2 e-文書通則法	B 807
3 公的個人認証法	A 808
4 プロバイダ責任制限法	A 809
5 不正アクセス禁止法	B 810
6 迷惑メール防止法	B 811
7 青少年ネット規制法	C 812
第4章 個人情報保護 ※ ……	814
第1節 個人情報保護法 ……	A 814
1 個人情報保護制度の概要	B 814
2 目的・基本理念	A 815
3 定義規定	A 816
4 個人情報取扱事業者等の義務等	A 819
5 適用除外	A 824
6 行政機関等の義務等	A 824
7 個人情報保護委員会	B 828
第2節 情報公開法 ……………	B 830
1 情報公開制度の概要	B 830
2 目的	A 830
3 定義規定	B 830
4 行政文書の開示	A 832
5 開示決定等の救済手続	A 833

6	行政文書の管理 (公文書管理法)	
		B 834

第5章 文章理解 …… 837

第1節 内容把握問題 …… **C** 837

1	内容把握問題の手順	B 837
2	手順の使い方	B 838

第2節 空欄補充問題 …… **A** 842

1	空欄補充問題の手順	A 842
2	手順の使い方	A 842

第3節 並べ替え問題 …… **A** 847

1	並べ替え問題の手順	A 847
2	手順の使い方	A 848

第3分冊 (商法・基礎法学・基礎知識)	用語索引	852
---------------------	------	-----

第3分冊 (商法・基礎法学・基礎知識)	判例索引	858
---------------------	------	-----

第4分冊 (別冊六法)

別冊六法

日本国憲法	六法	1
行政代執行法	六法	9
行政手続法	六法	10
行政不服審査法	六法	21
行政事件訴訟法	六法	37
国家賠償法	六法	46

地方自治法 (抄)	六法	47
民法	六法	106
行政書士法 (抄)	六法	213
個人情報の保護に関する法律 (抄)	六法	224
行政機関の保有する情報の公開に関する法律	六法	256

本書の特長と使い方

本書は、受験生のみなさんが行政書士試験合格に必要な知識をスムーズに習得できるように、様々な要素を盛り込んでいます。以下では、これらの要素について説明しつつ、本書の効果的な学習法を紹介します。

1. 科目別ガイダンスで科目の概要・出題傾向を把握しよう！

科目別ガイダンス

1 憲法とは何か

(1) 憲法の役割

憲法（正式名称は「日本国憲法」）とは、日本における法（ルール）の中で**最上位に位置づけられる根本的な法**のことです。したがって、国家権力は、憲法に違反する法律を作ったり、憲法に違反する政治を行ったりすることはできません。

1 科目の概要を説明しています。本格的な学習に入る前に科目の概要を理解しておくと、以後の学習がスムーズになります。

2 出題傾向表

直近10年間（平成26年度～令和5年度）の本試験の出題傾向を表にまとめました（○：そのテーマから出題、△：肢の1つとして出題、多：多肢選択式で出題）。

(1) 総論

		26	27	28	29	30	元	2	3	4	5
憲法の意味	憲法の特徴				△						
	憲法の基本原理										
	天皇の地位				△						

2 本試験の出題傾向が一目でわかるように、直近10年間の本試験で出題されたテーマを一覧表にしています。

3 分析と対策

(1) 学習指針

行政書士試験の憲法は、ほとんどが「人権」と「統治」から出題され、「総論」から出題されることは稀です。そこで、まずは「人権」と「統治」をしっかり学習し、余裕があれば「総論」も学習するといった順序が効率的です。

(2) 学習内容

① 人権

「人権」では、「精神的自由権」の出題頻度が高いので、「精神的自由権」に

3 出題傾向を踏まえた上で、学習すべき内容やテーマを示しています。これにより、効果的な学習が可能になります。

2. テーマの重要度、学習のポイントを確認しよう！

1 本試験での出題可能性の高いテーマから順にA～Cのランクを付けていきます。まずはAランクのテーマを重点的に学習しましょう。

第3節 精神的自由権

重要度 A



学習のPOINT

精神的自由権には、①思想及び良心の自由、②信教の自由、③表現の自由、④学問の自由の4種類があります。特に、③表現の自由は頻出ですので、重点的に学習しましょう。

2 講師が各テーマの全体像や学習指針についてアドバイスしています。本文を学習する際には、常に意識しておきましょう。

3. 本文を学習しよう！

2 難しい言い回しを避け、できる限りわかりやすく解説しています。くり返し読んで、理解していきましょう。

1 本試験での出題可能性の高いテーマから順にA～Cのランクを付けています。まずはAランクのテーマを重点的に学習しましょう。

2 法もとの下の平等

重要度
A

憲法は、法の下もとの平等を規定しています（14条1項）。さらに個別的に、**貴族制度**の廃止（14条2項）・**栄典**に伴う特権の**禁止**（14条3項）といった規定を設けて、平等原則の徹底化を図っています。※1 18-7-ウ

（1）法の下もとの平等の意味

まず、「法の下」の意味ですが、法を平等に適用しなければならないこと（**法適用の平等**）のみならず、法の内容自体も平等でなければならないこと（**法内容の平等**）も含まれます。なぜなら、不平等な内容の法を平等に適用したとしても、不平等は解消されないからです。※2

3 条文が出てきたら、別冊六法で確認しましょう。取り外し可能となっていますので、持ち運びにも便利です。

4 重要な部分は赤シートで消えるようになっていました。赤シートを重ねた状態で重要な部分を埋められるようにトレーニングしましょう。

5 過去の本試験で出題された知識については、出題年度・問題番号・肢番号を付けていますので、重要部分が一目でわかるようになっています。なお、一番左の数字で、18～30は平成を、元～5は令和を表しています。18-7-ウとは、平成18年度問題7肢ウを意味しています。

6 判例の中でも特に重要な判例を表の形で掲載しています。事案も掲載していますので、判例を具体的に理解することができます。

最重要判例 ● 朝日訴訟 (最大判昭42.5.24)

事案 朝日氏が受領していた生活扶助が健康で文化的な最低限度の生活水準を維持するに足りるかどうかが争われた。

結論 訴え却下 ※2 ※3

判旨 ①生存権の法的性格

25条の規定は、すべての国民が健康で文化的な最低限度の生活を営み得るように国政を運営すべきことを国の責務として宣言したにとどまり、**直接個々の国民に対して具体的権利を賦与したものではない。** ㉔30-5-5

②健康で文化的な最低限度の生活の認定判断

健康で文化的な最低限度の生活は、抽象的な相対的概念であり、その具体的内容は、文化の発達・国民経済の進展に伴って向上するのはもとより、多数の不確定要素を総合考量して初めて決定できる。したがって、何が健康で文化的な最低限度の生活であるかの認定判断は、厚生大臣（現厚生労働大臣）の合目的な裁量に委ねられており、その判断は、**不当の問題として政府の政治責任が問われることはあっても、直ちに違法の問題を生じることはない。** ㉔30-5-1

③司法審査の対象

現実の生活条件を無視して著しく低い基準を設定する等、**憲法および生活保護法の趣旨・目的に反し、法律によって与えられた裁量権の限界を越えた場合または裁量権を濫用した場合には、違法な行為として司法審査の対象となり得る。** ㉔30-5-2

7 長文の判例は分割して小見出しを付けていますので、長文の判例もスムーズに理解することができます。

8 判旨の中で重要な部分を赤字にしていますので、メリハリをつけて押さえることができます。

4. 側注を上手に利用しよう！

1 本文をより理解しやすくするため、充実した側注を付けています。本文を読んでいて※が付いている部分が出て来たら、同じ番号の側注を確認しましょう。側注は、基本的な事項（赤色）と応用的な事項（青色）に分けてありますので、初學者の人は、まずは赤色の側注のみ読んでいくとよいでしょう（2回目以降は青色の側注も読んでみてください）。なお、側注の具体的な内容については、以下の表のとおりです。

1 幸福追求権 重要事項 A

(1) 幸福追求権とは何か

日本国憲法は、14条～40条で人権（自由権・社会権・参政権・受益権）について詳しく規定しています。

もともと、これらの規定は、歴史的に国家権力による侵害の多かった重要な人権を挙げたものにすぎず、すべての人権を網羅したものではありません。また、社会の変化により、憲法が作られた当時^{※2}は考えられなかった人権侵害がなされる可能性があります。

そこで、14条～40条に挙げられていない人権であっても、**個人が人格的に生存するために不可欠**と考えられるものは、「新しい人権」として憲法上保障されます。その根拠となる規定が**幸福追求権**（幸福追求に対する国民の権利）を定めた13条後段なのです。

まとめると、以下ようになります。

【人権の保障】

人 権	憲法に挙げられている人権	14条～40条で保障
	憲法に挙げられていない人権	13条後段で保障

※2 具体例

例えば、インターネット上の掲示板による名誉毀損などである。

※3 法改正情報

最高裁判所の判例が変更され、住同一性

【基本的な事項（赤色）】

※用語		わかりにくい法律用語・専門用語の意味を説明しています。
※具体例		本文中の内容をイメージできるような具体例を挙げています。
※重要判例		本試験で出題が予想される重要な判例を掲載しています。
※よくある質問		講師が受験生からよく受ける質問を掲載し、その質問にわかりやすく回答しています。

【応用的な事項（青色）】

※参考	本文の内容に関連する発展的な事項を掲載しています。
※過去問チェック	本文の内容が実際に出題された過去問を掲載しています。なお、正誤判断のポイントには下線を付けています。
※引っかけ注意！	講師が答案を採点していて気付いた受験生の間違いやすいポイントを指摘しています。
※受験テクニック	講師が覚え方・考え方のコツなど秘伝のテクニックを伝授しています。
※記述対策	記述式で出題が予想される部分や、誤字に注意すべき漢字などについて指摘しています。
※法改正情報	近時、法改正があった点について説明しています。

5. 確認テスト・基本問題集を解こう！

1 テーマごとに1問1答○×式の確認テストを用意していますので、そのテーマの知識が定着しているかをすぐに確認することができます。

2 ○×の解答のみならず、その根拠となる部分について簡潔な解説を掲載しています。○×は赤シートで消えるようになっています。

確認テスト

- 1** 皇位は、世襲のものであって、国会の議決した皇室典範の定めるところにより、これを継承する。
- 2** 内閣総理大臣の指名は、天皇の国事行為である。
- 3** 天皇の国事に関するすべての行為には、国会の助言と承認を必要とし、国会が、その責任を負う。
- 4** 皇室に財産を譲り渡し、又は皇室が、財産を譲り受け、若しくは賜与することは、国会の議決に基づかなければならない。

解答 **1** ○ (2条) **2** × 内閣総理大臣の指名は、国会の機能である (67条1項前段)。なお、天皇の国事行為は、内閣総理大臣の任命である (6条1項)。 **3** × 天皇の国事に関するすべての行為には、内閣の助言と承認を必要とし、内閣が、その責任を負う (3条)。 **4** ○ (8条)

 「基本問題集」憲法 問題1にチャレンジ

3 そのテーマの内容が出題されている『基本問題集』の問題番号を記載していますので、問題を解いて知識を定着させましょう。

6. くり返し読み込もう！

あとは、**1. ~ 5.** をくり返して、行政書士試験合格に必要な知識をどんどん定着させていきましょう！ 1回で理解できなかったとしても、何度も読み込むうちに理解できるようになるので、まったく気にする必要はありません。むしろ、知識の定着のためには、1回ですべてをマスターしようとするのではなく、何回もくり返し学習することが重要です。

分冊形式・シールの活用方法

『合格革命 行政書士 基本テキスト』は、かなりページ数が多いため、「1冊のままだと、重くて持ち運びづらい」ということもあると思います。

そこで、本書は4分冊として、分解して使うことができるようにしました。

第1分冊：第1部 憲法、第2部 行政法

第2分冊：第3部 民法

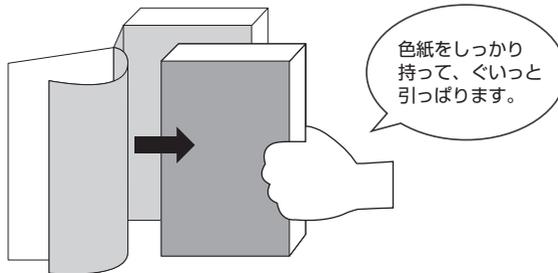
第3分冊：第4部 商法、第5部 基礎法学、第6部 基礎知識

第4分冊：合格革命 行政書士 別冊六法

◆ 分冊の取り外し方 ◆

白い厚紙から、色紙のついた冊子を取り外します。

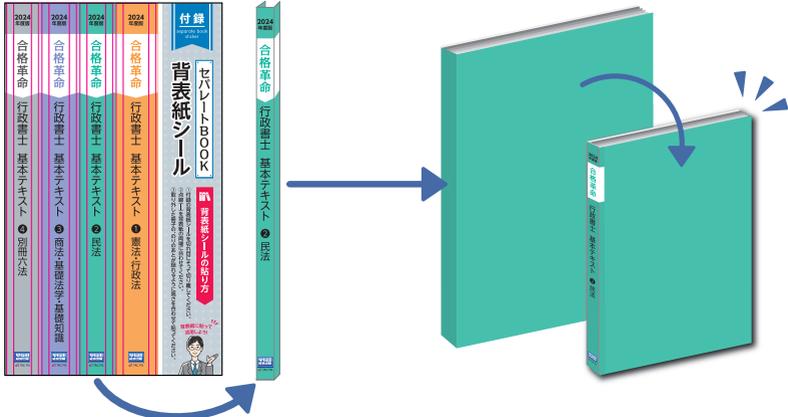
※色紙と白い厚紙が、のりで接着されています。乱暴に扱いますと、破損する危険性がありますので、丁寧に抜きとるようにしてください。



※抜きとる際の損傷についてのお取替えはご遠慮願います。

【背表紙シールの貼り方】

- ①付録の背表紙シールを切れ目にそって切り離してください。
- ②点線（…）を背表紙の両端に合わせてください。
- ③取り外した冊子の、のりのあとが隠れるように高さを合わせて貼ってください。



【インデックスシールの貼り方】

- ①付録のシールを切れ目にそって切り離してください。
- ②各項目の最初のページにシールを貼ってください。

インデックスシール ① (憲法・行政法)

項目	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	64	65	66	67	68	69	70	71	72	73	74	75	76	77	78	79	80	81	82	83	84	85	86	87	88	89	90	91	92	93	94	95	96	97	98	99	100
目次	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	64	65	66	67	68	69	70	71	72	73	74	75	76	77	78	79	80	81	82	83	84	85	86	87	88	89	90	91	92	93	94	95	96	97	98	99	100



合格革命シリーズの紹介と合格への道のり

以下では、合格革命シリーズの内容とその効果的な使い方を紹介します（なお、書名と刊行時期は変更される場合があります）。各書籍の特長をよく理解して、効果的な学習をしてください。

学習スタート

1

『スタートダッシュ』

行政書士試験合格のための「初めの一歩」として、行政書士の試験制度や頻出テーマの概要を押さえることで、今後の学習をスムーズにすることができます。また、法律学習の最も基本となる条文の読み方についても、この1冊でマスターすることができます。

2

『基本テキスト』

今ココ

行政書士試験合格に必要な知識を厳選した上で、その知識を豊富な図表を使って整理していますので、これ1冊で行政書士試験合格に必要な知識がインプットできます。全ページカラーですから見やすいのはもちろん、「よくある質問」「引っかけ注意！」「受験テクニック」「記述対策」といった側注も充実しており、読んでいて飽きない工夫が満載です。



3

『基本問題集』

(2023年12月刊行)

絶対に押さえておくべき重要過去問を中心に出題しつつ、過去問では不十分なテーマについてはオリジナル問題で補充することで、出題範囲を網羅的に問題演習することができます。また、選択肢の1つ1つに『基本テキスト』の参照ページを付けていますので、簡単に復習することができ、『基本テキスト』の知識を定着させるのに最適です。

入門期

概要をマスター！

実力養成期

必要な知識を定着！

4 『肢別過去問集』

(2023年12月刊行)

法令科目と情報通信・個人情報保護の過去問を1肢ごとに分解して、詳細な解説を掲載した、1問1答○×式の問題集です。過去問学習による知識の確認・定着に最適です。

5 『一問一答式出るとこ千問ノック』

(2024年1月刊行)

『基本テキスト』の本文部分と基本事項の側注(赤色部分)を素材として、1問1答○×式のオリジナル問題を1000問出題しています。コンパクトサイズで、いつでもどこでも択一式対策を進めることができます。また、全問オリジナル問題ですから、過去問だけでは物足りない、不安だという人にもオススメです。



6 『40字記述式・多肢選択式問題集』

(2024年2月刊行)

条文・判例の穴埋め問題で、記述式問題の素材となる条文・判例の文言をpushさえていく<基礎編>から、本試験と同様に事例形式のオリジナル問題を出題している<応用編>へと進むようになっており、無理なく40字記述式対策が進められます。また、多肢選択式問題も掲載していますから、多肢選択式対策もこの1冊で万全です。

7

『法改正と直前予想模試』

(2024年4月刊行)

3時間で60問という本試験と同様の実戦演習を3回分行うことができます。もちろん、ヤマ当ても十分に期待できます。また、行政書士試験はその年の4月1日現在施行されている法律に基づいて出題されますので、その時点で判明している法改正情報も掲載します。



弱点克服期

苦手分野を克服!

総仕上げ期

実力を最終チェック!

試験概要

1 受験資格

行政書士試験は、年齢・学歴・国籍等に関係なく、**どなたでも受験することができます**。したがって、行政書士試験は、日本で最も公平な資格試験であるといえます。

なお、受験申込みは、例年、**7月下旬から8月下旬の間**に行うこととされています（変更される可能性もありますので、詳細は行政書士試験研究センターのホームページでご確認ください）。

2 試験日・試験時間

行政書士試験は、例年、**11月第2日曜日**の**午後1時～午後4時**に実施されます。この日までに合格に必要な実力が身に付くよう、計画的に学習を進めていきましょう。

3 試験科目

行政書士試験の試験科目には、法律の知識などが出題される**法令科目**と、一般教養や時事問題・国語（現代文）などが出題される**基礎知識科目**があります。

行政書士は「街の法律家」として独立開業をすることができる資格ですから、法令科目が設けられているのは当然のことといえますが、そのみならず一般教養などの基礎知識科目も設けられていることは、行政書士試験の特徴といえるでしょう。

なお、行政書士試験の試験科目の詳細は、以下のとおりです。

【令和6年度行政書士試験の試験科目】

試験科目	内容等
行政書士の業務に関し必要な 法令等 （出題数 46題 ）	憲法、行政法 （行政法の一般的な法理論、行政手続法、行政不服審査法、行政事件訴訟法、国家賠償法及び地方自治法を中心とする）、 民法、商法 及び 基礎法学 の中からそれぞれ出題され、法令については、 令和6年4月1日現在施行されている法令 に関して出題される
行政書士の業務に関し必要な 基礎知識 （出題数 14題 ）	一般知識、行政書士法等行政書士業務と密接に関連する諸法令、情報通信・個人情報保護及び文章理解 の中からそれぞれ出題され、法令については、 令和6年4月1日現在施行されている法令 に関して出題される

4 出題形式

行政書士試験は、**マークシートを使用した筆記試験**によって行われます。

出題形式は、①5つの選択肢の中から解答を選ぶ**5肢択一式**、②文章の空欄に入る語句を20個の選択肢の中から選ぶ**多肢選択式**、③解答を40字程度で記述する**記述式**の3つがあります。

【5肢択一式】

問題1 日本の首都は、次のうちどれか。

- 1 札幌
- ② 東京
- 3 名古屋
- 4 京都
- 5 大阪

【多肢選択式】

問題2 次の文章の空欄 ～ に当てはまる語句を、枠内の選択肢（1～20）から選びなさい。

.....
.....

1	2	3	4	5
6	7	8	9	10
11	12	13	14	15
16	17	18	19	20

【記述式】

問題3。日本の首都はどこであり、それは何と呼ばれる地方に存在するか。40字程度で記述しなさい。

10

15

7 過去の合格率データ

行政書士試験の直近10年間（平成25年度～令和4年度）の合格率の推移は、以下の表のとおりです。

【行政書士試験の合格率の推移】

	受験者数	合格者数	合格率
平成25年度	55,436人	5,597人	10.1%
平成26年度	48,869人	4,043人	8.3%
平成27年度	44,366人	5,820人	13.1%
平成28年度	41,053人	4,084人	10.0%
平成29年度	40,449人	6,360人	15.7%
平成30年度	39,105人	4,968人	12.7%
令和元年度	39,821人	4,571人	11.5%
令和2年度	41,681人	4,470人	10.7%
令和3年度	47,870人	5,353人	11.2%
令和4年度	47,850人	5,802人	12.1%

行政書士試験の合格率は、年度ごとにバラつきがありますが、おおむね10%くらいです。このように、行政書士試験の合格率は決して高いものではありません。

しかし、**受験生のなかにはしっかりとした試験対策を講じないまま本試験を迎えてしまう人も多く、実質的な難易度は見た目ほど高いものではありません。**本シリーズで**得点戦略に基づいた試験対策を講じ、無理なく学習を継続していけば、十分合格することができる試験**です。行政書士試験の合格を目指して一緒に頑張っていきましょう！

2024年度版 合格革命 行政書士 基本テキスト

第1分冊

第1部 憲法

第2部 行政法

早稲田経営出版

 TAC PUBLISHING Group

第 1 部

憲 法

▶ 科目別ガイダンス	2
第1章 総論	7
第1節 憲法の意味	C 7
第2節 天皇	B 11
第2章 人権	15
第1節 人権総論 ※	A 15
第2節 幸福追求権及び 法の下での平等 ※	A 27
第3節 精神的自由権 ※	A 40
第4節 経済的自由権	A 59
第5節 人身の自由	B 65
第6節 社会権	B 71
第7節 参政権	B 78
第8節 受益権	B 80
第3章 統治	82
第1節 国会 ※	A 82
第2節 内閣 ※	A 92
第3節 裁判所 ※	A 98
第4節 財政	B 112
第5節 地方自治・憲法改正	C 116

※は「スタートダッシュ」掲載テーマです。

科目別ガイダンス

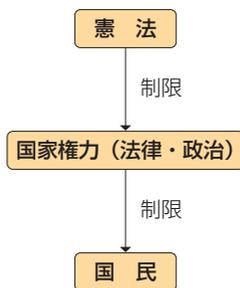
1 憲法とは何か

(1) 憲法の役割

憲法（正式名称は「日本国憲法」）とは、日本における法（ルール）の中で**最上位に位置づけられる根本的な法**のことです。したがって、国家権力は、憲法に違反する法律を作ったり、憲法に違反する政治を行ったりすることはできません。

例えば、国家権力が自分に都合のいいように法律を作って国民の財産を奪ったり逮捕してしまったら、国民は安心して暮らすことができません。そこで、憲法は、**国家権力に対して歯止めをかけ、国民の暮らしを守る役割**を果たしているのです。

【憲法と国家権力】



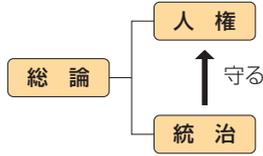
(2) 憲法の全体構造

憲法は、全体に共通する基本原理について定めた「**総論**」、国民の権利について定めた「**人権**」、国の政治の仕組みについて定めた「**統治**」の3つに分けることができます。

なお、「人権」と「統治」はまったく別物というわけではなく、「**統治**」の規定は「**人権**」を守るための手段として存在していることを押さえておきましょう。

以上をまとめると、次の図のようになります。

【憲法の全体構造】



2 出題傾向表

直近10年間（平成26年度～令和5年度）の本試験の出題傾向を表にまとめました（○：そのテーマから出題、△：肢の1つとして出題、多：多肢選択式で出題）。

(1) 総論

		26	27	28	29	30	元	2	3	4	5
憲法の意味	憲法の特徴				△						
	憲法の基本原理										
天皇	天皇の地位				△						
	皇位継承										
	天皇の権能					○		△			△
	皇室の財産授受の議決										△

(2) 人権

		26	27	28	29	30	元	2	3	4	5
人権総論	人権の分類		○								
	人権の享有主体		○		△						
	人権の限界				△	多	△	○			△
	人権の私人間効力		○			○					
幸福追求権及び法の下の平等	幸福追求権	○		○					○		
	法の下の平等	○		○			○				
精神的自由権	思想及び良心の自由										
	信教の自由			○					○		
	表現の自由		多	多	多		△多	○		○	△多
	学問の自由					○	△				
経済的自由権	職業選択の自由	○								○	
	居住・移転の自由										
	外国移住・国籍離脱の自由										
	財産権				○				○		
人身の自由	奴隷的拘束及び苦役からの自由										
	法定手続の保障	△		多				○			△
	被疑者・被告人の権利								多	○	

		26	27	28	29	30	元	2	3	4	5
社会権	生存権					○					
	教育を受ける権利				△		△				
	勤労の権利										
	労働基本権							多			
参政権	選挙権					○	△				
	被選挙権						△				
受益権	請願権										△
	裁判を受ける権利										△
	国家賠償請求権										
	刑事補償請求権										△

(3) 統治

		26	27	28	29	30	元	2	3	4	5
国会	権力分立										
	国会の地位								○		
	二院制			△							
	国会の活動			△						△	
	国会議員の特権			△			○				
	国会と議院の権能	△						○			○
内閣	行政権と内閣										
	内閣の組織	△			△					△	
	議院内閣制	△						△			
	内閣と内閣総理大臣の権能				△					△	△
裁判所	司法権		○					△		多	
	裁判所の組織と権能	△		○			△				△
	司法権の独立						△				△
	違憲審査権	多			△						△
	裁判の公開									○	△
財政	財政の基本原則										
	財政監督の方式		○		○					△	○
地方自治・ 憲法改正	地方自治								△		
	憲法改正				△						

第1章 総論

第1節 憲法の意味

重要度 C



学習のPOINT

ここでは、憲法の特徴や基本原理について見ていきます。試験で直接出することは少ないですが、後の学習の前提となるところで、一読しておきましょう。

1 憲法の特徴

重要度

C

憲法は、①**自由の基礎法**、②**制限規範**、③**最高法規**という3つの特徴を備えています。

(1) 自由の基礎法

憲法は、人権を保障する規定を多く置いており、その規定の多くが「〇〇の自由」という名称であることから、自由を基礎づける法であるとされています。

(2) 制限規範

憲法で自由が定められているということは、同時に、国家権力に対してこのような自由を妨げてはならないと宣言しているということです。このことから、憲法は、国家権力を制限する規範であるといえます。^{※1} 図29-7-3

(3) 最高法規

① 意義

憲法は、法律などの他のルールよりも上位に位置づけられている国の**最高法規**です（98条1項）。^図29-7-4

② 憲法尊重擁護義務

憲法の最高法規性は、法律などの下位のルールや国家権力の行使によって危険にさらされる場合があります。

そこで、憲法を危険にさらすような政治活動を事前に防止す

※1 引っかけ注意!



制限規範とは、国家権力を制限する規範という意味であり、国民を制限する規範という意味ではありません（むしろ国民の暮らしを守る規範です）。

るため、天皇・摂政や、国務大臣・国会議員・裁判官などの**公務員**に対して、憲法を尊重し擁護する義務（これを憲法尊重擁護義務といいます）が課されています（99条）。※1 図29-7-3

2 憲法の基本原理

重要度
C

憲法の基本原理には、①**国民主権**、②**基本的人権の尊重**、③**平和主義**の3つがあります。

(1) 国民主権

国民主権とは、国の政治のあり方を最終的に決定する力又は権威が国民にあるとする原理のことです。

なお、主権の概念は、一般に、①**国家の統治権**、②**国家権力の属性としての最高独立性**、③**国政についての最高の決定権**、という3つの意味で用いられています。

【主権概念】

	意味	具体例
国家の統治権	国土と国民を支配する権利のこと	「日本国ノ主権ハ本州、北海道、九州及四国並ニ吾等ノ決定スル諸小島ニ局限セララルベシ」とするポツダム宣言8項の「主権」
国家権力の属性としての最高独立性	国内においては最高、国外に対しては独立であること	「政治道徳の法則は、普遍的なものであり、この法則に従ふことは、自国の主権を維持し、他国と対等関係に立たうとする各国の責務であると信ずる」とする憲法前文3項の「主権」
国政についての最高決定権	国の政治のあり方を最終的に決定する力又は権威のこと	①「ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する」とする憲法前文1項の「主権」 ②「天皇は、日本国の象徴であり日本国民統合の象徴であつて、この地位は、主権の存する日本国民の総意に基く」とする憲法1条の「主権」

※1 引っかけ注意!



憲法尊重擁護義務が課せられているのはあくまで公務員であり、一般国民には憲法尊重擁護義務が課せられていません。

(2) 基本的人権の尊重

基本的人権とは、人間が生まれながらにして当然に持っている権利のことです。

基本的人権は、①**固有性**、②**不可侵性**、③**普遍性**という3つの性質もっています。

【基本的人権の性質】

固有性	人間であることにより当然に認められること
不可侵性	国家権力によって侵害されないこと
普遍性	人種・性別などに関係なく誰にでも認められること

(3) 平和主義

日本国憲法は、戦争に対する深い反省から、平和主義の原理を採用し、戦争と戦力の放棄を宣言しています（9条）。

最重要判例

● 砂川事件（最大判昭34.12.16）※2

事案 国が米軍飛行場拡張のため東京都砂川町の測量を開始し、これに反対した地元住民らが基地内に立ち入った行為が、旧日米安全保障条約に基づく刑事特別法違反に問われたため、日米安全保障条約の合憲性が争われた。

結論 合憲・違憲の判断をしなかった。

判官 ①戦力の意義

9条2項がその保持を禁止した戦力とは、我が国がその主体となってこれに指揮権・管理権を行使しうる戦力をいい、**外国の軍隊は、たとえ我が国に駐留するとしても、ここにいう戦力に該当しない。**

②自衛権の保障の可否

我が国が自国の平和と安全を維持しその存立を全うするために必要な自衛のための措置をとりうることは、国家固有の権能の行使として当然であるから、**9条により我が国が主権国として持つ固有の自衛権は何ら否定されたものではなく、憲法の平和主義は決して無防備・無抵抗を定めたものではない。**

※2 よくある質問



Q 憲法の判例には「砂川事件」のように事件名が書かれているものがありますが、憲法の判例は事件名まで覚える必要があるんですか？



A 事件名は単なる通称にすぎず、最高裁判所が名付けた正式なものではありませんし、事件名を知らなければ正解できないような問題は出題されませんから、事件名まで覚える必要はありません。

確認テスト

- 1** 憲法は、法律などの他のルールよりも上位に位置づけられている国の最高法規である。
- 2** 天皇又は摂政及び国務大臣、国会議員、裁判官その他の一般国民は、憲法を尊重し擁護する義務を負う。
- 3** 「天皇は、日本国の象徴であり日本国民統合の象徴であつて、この地位は、主権の存する日本国民の総意に基く」とする憲法1条の「主権」は、国家権力の属性としての最高独立性の意味である。

解答

1 ○ (98条1項) **2** × 天皇又は摂政及び国務大臣、国会議員、裁判官その他の公務員は、憲法を尊重し擁護する義務を負うが(99条)、一般国民はこのような義務を負わない。 **3** × 国政についての最高の決定権の意味である。



学習のPOINT

天皇については、条文からの出題がほとんどですので、条文をくり返し読んでおきましょう。特に、天皇の国事行為（6条、7条）は覚えておきましょう。

1 天皇の地位

重要度

B

大日本帝国憲法^{※1}では、天皇は国政に関する最終的な決定権限を有する主権者とされていました。したがって、大日本帝国憲法の下では、天皇が一番偉かったといえます（天皇主権）。

しかし、日本国憲法は、国民を主権者とし、天皇は**象徴**^{※2}としての地位にとどまるものとなりました（1条）。したがって、日本国憲法の下では、一番偉いのは国民であり、天皇ではありません（国民主権）。^{※3}

2 皇位継承

重要度

C

世襲制は、国民の意思とかかわりなく天皇の血縁者に皇位を継承させる制度ですから、民主主義の理念及び平等原則に反するものといえます。

しかし、日本国憲法は、天皇制を存続させるために必要と考え、例外的に皇位は**世襲**のものと規定しています（2条）。

3 天皇の権能^{※4}

重要度

A

(1) 範囲

天皇は、憲法の定める国事に関する行為（これを**国事行為**といます）のみを行い、国政に関する権能を有しません（4条1項）。国事行為は、いずれも形式的・儀礼的な行為です。

国事行為の具体例としては、**内閣総理大臣**と**最高裁判所の長たる裁判官**の任命があります（6条1項・2項）。つまり、行政の長と司法の長といった偉い人たちについては、天皇が直々

※1 用語



大日本帝国憲法：現在の日本国憲法ができる前の憲法のこと。明治憲法とも呼ばれる。

※2 用語



象徴：抽象的で形のないものを表すための具体的で形のあるもののこと。

※3 重要判例



天皇は日本国の象徴であるから、天皇には民事裁判権が及ばない（最判平1.11.20）。[図29-3-4](#)

※4 用語



権能：ある事柄について権利を主張し行使できる能力のこと。

に任命するのです。📖18-4-ア

【国家機関の指名・任命】※1

	指 名	任 命
内閣総理大臣	国会 (6条1項)	天皇 (6条1項)
国務大臣	————	内閣総理大臣 (68条1項)
最高裁判所長官	内閣 (6条2項)	天皇 (6条2項)
長官以外の 最高裁判所裁判官	————	内閣 (79条1項)
下級裁判所裁判官	最高裁判所 (80条1項前段)	内閣 (80条1項前段)

また、天皇は、内閣の助言と承認により、以下のような国事行為を行います（7条）。

① 憲法改正・法律・政令※2・条約※3の公布（1号）

📖18-4-イ、27-7-4、5-7-1

公布とは、成立したルールを公表して一般国民が知り得る状態におくことです。

② 国会の召集（2号）※4

召集とは、期日や場所を指定して国会議員に集合を命ずる行為のことです

③ 衆議院の解散（3号）📖18-4-オ

衆議院の解散とは、衆議院議員の任期満了前に衆議院議員全員の資格を失わせることです。

④ 国会議員の総選挙の施行の公示（4号）

総選挙の施行の公示とは、総選挙の期日を国民に知らせることです。

⑤ 国務大臣※5 その他の官吏※6の任免の認証（5号）

📖18-4-ウ、26-6-2

認証とは、ある行為が権限のある機関によってなされたことを外部に証明することです。なお、任免とは、任命と罷免の略で、選任したり辞めさせたりすることです。

※1 よくある質問



① 指名と任命の違いは何ですか？



② 指名とは、誰をその地位につける

かを選ぶ行為にすぎず、指名の時点ではまだその地位についているわけではありません。これに対して、任命とは、その地位についたこととなる効力を発生させる行為のことです。

※2 用語



政令：内閣が制定するルールのこと。

※3 用語



条約：国家と国家の間の文書による合意のこと。

※4 引っかけ注意!



国会の「召集」であり、「招集」

ではありません。多肢選択式で「招集」を選ばないように注意しましょう。

※5 用語



国務大臣：内閣の構成員である大臣のこと。

※6 用語



官吏：国家公務員のこと。

⑥ 恩赦の認証（6号） 18-4-工、30-7-イ・ウ・エ

大赦・特赦・減刑・刑の執行の免除・復権をまとめて**恩赦**と呼びます。要するに、政治的理由により刑罰を免除することです。

⑦ 栄典の授与（7号）

栄典とは、特定の人に対してその榮譽を表彰するために認められる特別な地位のことです。

⑧ 批准書その他の外交文書の認証（8号）

批准書とは、国家が条約の内容を審査し、確定的な同意を与えた書面のことです。

⑨ 外国の大使・公使の接受（9号）

接受とは、外国の大使・公使と儀礼的に面会することです。

⑩ 儀式を行うこと（10号）

「儀式を行うこと」とは、天皇が主宰して儀式を行うことを意味します。**※7**

(2) 要件

天皇が国事行為をするためには、**内閣**の助言と承認が必要であり（3条）、天皇はこの助言を拒否することはできません。

(3) 代行

① 摂政

天皇が成年に達しないときや、精神・身体の重患又は重大な事故により自ら国事行為を行うことができないときは、天皇の権能は、**摂政**が代行します（皇室典範16条）。

この場合、摂政は、天皇の名で国事行為を行います（5条）。

② 国事行為の委任

摂政を置くほどではないものの、天皇が一時的に国事行為を行うことができないときは、天皇は、国事行為を他の人に委任することができます（4条2項）。**※8**

4 皇室の財産授受の議決

重要度

B

皇室へ財産が集中することや、皇室が特定の個人や団体と特別な関係を結ぶことで不当な支配力を持つことを防ぐため、皇室の財産授受については**国会の議決**が必要とされています（8条）。**※9**  5-7-4

※7 参考

天皇が全国植樹祭に参列することは、「儀式を行うこと」に当たらない。

※8 具体例



例えば、海外旅行や病気の場合などである。

※9 引っかけ注意!



皇室の財産授受に関する国会の議決

（8条）には衆議院の優越が認められませんが、皇室の費用に関する国会の議決（88条）には衆議院の優越が認められます。両者をしっかり区別して覚えておきましょう。

確認テスト

- 1** 皇位は、世襲のものであって、国会の議決した皇室典範の定めるところにより、これを継承する。
- 2** 内閣総理大臣の指名は、天皇の国事行為である。
- 3** 天皇の国事に関するすべての行為には、国会の助言と承認を必要とし、国会が、その責任を負う。
- 4** 皇室に財産を譲り渡し、又は皇室が、財産を譲り受け、若しくは賜与することは、国会の議決に基づかなければならない。

解答

1 ○ (2条) **2** × 内閣総理大臣の指名は、国会の機能である (67条1項前段)。なお、天皇の国事行為は、内閣総理大臣の任命である (6条1項)。 **3** × 天皇の国事に関するすべての行為には、内閣の助言と承認を必要とし、内閣が、その責任を負う (3条)。 **4** ○ (8条)



「基本問題集」憲法 問題1にチャレンジ

2024年度版 合格革命 行政書士 基本テキスト

発行日 2023年12月24日

初版発行

編著者 行政書士試験研究会

発行者 猪野 樹

発行所 株式会社 早稲田経営出版

〒101-0061 東京都千代田区神田三崎町3-1-5

神田三崎町ビル

電話（営業） 03-5276-9492

FAX 03-5276-9027

<https://bookstore.tac-school.co.jp/>

© Waseda keiei syuppan 2023

管理コード w5104P-00

〈ご注意〉

本書は、「著作権法」によって、著作権等の権利が保護されている著作物です。本書の全部または一部につき、無断で複製（コピー）、転載、改ざん、公衆送信（ホームページなどに掲載すること（送信可能化）を含む）されると、著作権等の権利侵害となります。上記のような使い方をされる場合、および本書を使用して講義・セミナー等を実施する場合には、小社宛許諾を求めてください。